

海老名市移動販売等車両燃料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身近な商店の減少、高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等（以下「日用生活物資」という。）の買い物が困難な市内地域において移動販売等を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）に対し、実施事業者のスタートアップを支援し、安定的な事業の継続を図るため、予算の範囲内で海老名市移動販売等車両燃料補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移動販売等 次に掲げるものをいう。

ア 移動販売車（商品を販売するための設備及び冷蔵機器を備えた車両をいう。）
で市内各地域を巡回し、日用生活物資を販売するもの
イ 送迎用の車両で市内各地域を巡回し、日用生活物資を取り扱う店舗まで送迎
を行うもの

(2) 移動販売等車両 移動販売車及び送迎用の車両をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる実施事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事務所又は事業所を有すること。

(2) 移動販売等において取り扱う商品は、市内の店舗で調達すること（市内の店舗で小売業を営む者を除く。）。

(3) 鮮魚、精肉及び青果物の全ての販売を移動販売等で実施できること。

(4) 移動販売等を市内において週5日以上実施できること。

(5) 移動販売等に係る関係法令を遵守すること。

(6) 移動販売等車両の燃料について、市内の給油所で給油する者であること。

(7) 当該補助対象者が、第6条に規定する交付申請の時点において、第7条に規定する交付決定を受けた年度が通算して3か年度を超えないこと。

(8) 当該補助対象者が、第7条に規定する交付決定を受けた最初の年度から5か年度以上継続して移動販売等を実施できる見込みがあること。

(9) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内で移動販売等を行うために消費した移動販売等車両の燃料に係る経費とする。この場合において、実施事業者が市外で移動販売等を行う場合は、市内及び市外の移動距離、販売箇所の数等を考慮して市長が定めた額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、移動販売等を着手する前に海老名市移動販売等車両燃料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 交付申請額の算出資料

(3) 移動販売等ルート予定図及び運行予定表

(4) 納税証明書又は市税納付状況調査同意書（第2号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否について決定し、海老名市移動販売等車両燃料補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」

という。) は、当該補助金の交付の決定を受けた移動販売等（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに海老名市移動販売等車両燃料補助金変更・中止承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止の適否について決定し、海老名市移動販売等車両燃料補助金変更・中止承認・不承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

（状況調査等）

第9条 市長は、補助事業者に対して補助事業の遂行に関して必要と認めたときは、報告を求め、又は状況を調査することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該補助事業の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、海老名市移動販売等車両燃料補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 月別及び販売場所別の利用実績を記載した書類
- (3) 燃料費の支払いが確認できる書類
- (4) 写真等支給事業の実施状況が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告の内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を海老名市移動販売等車両燃料補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知する。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、海老名市移動販売等車両燃料補助金交付請求書（第8号様式）により、当該補助金を市長に請求す

るものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により燃料の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、海老名市移動販売等車両燃料補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に取消しを通知し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を海老名市移動販売等車両燃料補助金返還通知書（第10号様式）により命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

《令和5年4月1日・制定》